

国民健康保険の届出をお忘れなく

春は進学や就職、退職などで転入転出をする人が多い時期です。国民健康保険に加入したりやめたりするときは届出が必要ですので、世帯で異動があったときは**14日以内**に届出をしてください。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめたことを証明するもの
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなったことを証明するもの
	子供が生まれたとき	印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証（職場の保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもの）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書
その他	市内で住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯分離・合併したとき	
	修学のため、他の市町村に住むとき	在学証明書または学生証

国保の届出が遅れると

加入の届出が遅れると・・・国保の資格が発生した月までさかのぼって国保税を収めなければなりません。

また、保険証がない期間の医療費はいったん全額自己負担になる場合があります。

やめる届出が遅れると・・・資格がなくなったのに国保の保険証を使って受診された場合、国保が負担した医療費を後で返していただくことになります。

退職者医療制度について

会社などを退職して、年金（厚生年金など）を受けられる65歳未満の人とその被扶養者は、「退職者医療制度」で医療を受けます。対象となるのは、次の条件すべてに当てはまる退職被保険者本人とその被扶養者です。

- ・ 国保に加入している65歳未満の方
- ・ 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降に10年以上ある方

被扶養者 退職被保険者と生活を共にし、主に退職被保険者の収入で生計を維持している次の方

- ・ 退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁も含む）、三親等以内の親族、配偶者の父母と子
- ・ 国保に加入している65歳未満の方
- ・ 年間の収入が130万円（60歳以上の方や障がい者は180万円）未満の方

退職者医療制度は、本人の自己負担と保険税のほか、職場の健康保険などからの拠出金が財源となっています。

退職者医療制度の対象となっているのに届出をしないと、本来は健康保険などからの拠出金で負担する医療費分まで国保が負担することになります。皆さんの負担が軽減されることにもなりませんので、対象となったら必ず担当窓口まで届出をお願いします。

届出に必要なもの 年金証書（加入期間と受給権取得年月が確認できるもの）、印鑑

◇**県単医療**（県障・県親・県子・県乳・県老）受給者は、加入している健康保険が変わったときは届出が必要です。担当窓口まで届出をしてください。

届出に必要なもの 県単受給者証、新しい保険証、印鑑

※各種届出の際に、窓口に来られた方の本人確認をさせていただきますので、身分確認ができるもの（運転免許証等）をお持ちください。また、窓口に来られる方がその世帯の世帯主以外の場合は、委任状の添付が必要です。委任状には世帯主と窓口に来られる方の印鑑が必要です。

お問い合わせ

市役所市民生活課 国保係
 ☎63-5112 または各支所・行政サービスセンター